

都道府県・ 政令指定都市名	17 広島市	時点:2025年4月1日(特に記述のある場合を除く)
局 部 課 ( 室 ) 名	市民局人権啓発部男女共同参画課	
担 当 職 員 数	15 人	(専任 13 人、兼任 2 人)

## 問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	市民局人権啓発部男女共同参画課	
担 当 職 員 数	(専任 13 人、兼任 2 人)	

## 問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	広島市男女共同参画推進本部	
設 置 年 月 日 ( 西暦 )・根 拠	1997年4月10日 根拠: 広島市男女共同参画推進本部設置要綱	
長 の 役 職	市長	

## 問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 關、懇 談 会 等 の 名 称	広島市男女共同参画審議会	
設 置 年 月 日 ( 西暦 )	2001年9月28日	
構 成 員	15 人 (女性 9 人、男性 6 人)	

## 問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 ( 西暦 )	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月	
名 称	第3次広島市男女共同参画基本計画	
改定・見直しの予定時期	2026年3月	
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1	未定の場合
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成		

## 問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	広島市男女共同参画推進条例	
	公 布 日(西暦)	2001年9月28日	
	施 行 日(西暦)	2001年9月28日	
	最 終 改 正 日(西暦)		
	改 正 内 容		
	改正が予定されている場合、改正予定期(西暦):	年 月	
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:	
	2. 特に検討していない		

## 問6 審議会等委員への女性の登用

目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1:2025年4月1日		2:その他(西暦)	
	(西暦) 2025 年度まで	40 %			
	審議会委員における女性の割合を増やす				
	根 拠	第3次広島市男女共同参画基本計画			
	法 令・条 例 に よ り 設 置 さ れ た も の 。				
	調査時点コード	1	審議会等数( 74 )うち女性委員を含む審議会等数( 73 )		
	延 総 委 員 等 数( 1,193 )	延女性委員等数( 383 )	女性比率( 32.1 )		
	調査時点コード	1	審議会等数( 71 )うち女性委員を含む審議会等数( 70 )		
	延 総 委 員 等 数( 1,193 )	延女性委員等数( 383 )	女性比率( 32.1 )		
	調査時点コード	1	審議会等数( 20 )うち女性委員を含む審議会等数( 20 )		
	延 総 委 員 等 数( 666 )	延女性委員等数( 182 )	女性比率( 27.3 )		
	調査時点コード	1	審議会等数( 6 )うち女性委員を含む審議会等数( 6 )		
	延 総 委 員 等 数( 76 )	延女性委員等数( 29 )	女性比率( 38.2 )		
目標値以外の目標設定	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表	
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人	( 年 0 月現在 )	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2		
		委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)	1		
	そ の 他	委員の選任に係る事前協議の実施			

## 問7 女性公務員の採用・登用状況

## 問7-1 管理職の在職状況

	管理職総数	調査時点コード		1:2025年4月1日		2:その他(西暦)	
		(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)
本庁	計	387	60	15.5	21	1	4.8
	うち一般行政職	303	46	15.2	19	1	5.3
支庁・地方事務所等	計	250	61	24.4	8	0	0.0
	うち一般行政職	167	40	24.0	8	0	0.0
全体	計	637	121	19.0	29	1	3.4
	うち一般行政職	470	86	18.3	27	1	3.7
再掲	警察関係	0	0		0	0	
	教育委員会	33	8	24.2	1	0	0.0
					5	0	0.0
						27	8
							29.6

## 問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2025年4月1日		2:その他(西暦)			
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	552	125	22.6	780	226	29.0
	うち一般行政職	408	101	24.8	570	180	31.6
支庁・地方事務所等	計	559	220	39.4	1,044	472	45.2
	うち一般行政職	375	178	47.5	678	416	61.4
全体	計	1,111	345	31.1	1,824	698	38.3
	うち一般行政職	783	279	35.6	1,248	596	47.8
再掲	警察関係	0	0		0	0	
	教育委員会	58	21	36.2	190	96	50.5

## 問7-3 新規昇任者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	50	8	16.0	72	19	26.4	111	33	29.7
	うち一般行政職	46	7	15.2	59	17	28.8	84	29	34.5
支庁・地方事務所等	計	50	9	18.0	80	34	42.5	123	57	46.3
	うち一般行政職	30	6	20.0	49	28	57.1	79	53	67.1
全体	計	100	17	17.0	152	53	34.9	234	90	38.5
	うち一般行政職	76	13	17.1	108	45	41.7	163	82	50.3
再掲	警察関係	0	0		0	0		0	0	
	教育委員会	10	4	40.0	5	2	40.0	15	8	53.3

## 問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経験年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
	面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○				○	◎				
課長補佐相当職	○				○	◎				
係長相当職	○				○	◎				

## 問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	0	0	0.0
昇格試験	0	0	0.0

## 問7-6 女性公務員の採用状況(2024年4月1日～2025年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全 体	385	202	52.5
うち 上級	223	100	44.8
うち一般行政職	250	161	64.4
うち 上級	139	69	49.6
うち 警察関係	0	0	
うち 上級	0	0	

## 問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

## 問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	広島市職員旧姓使用取扱要綱
(趣旨)	第1条 この要綱は、職員が、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の取扱いに關し、必要な事項を定めるものとする。
(定義)	第2条 この要綱において、「文書等」とは、職員が職務上作成する文書、図面及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他他人の知覚によっては認識のできない方式で作られた記録をいう。)をいう。
(旧姓使用の範囲)	第3条 旧姓を使用する文書等は、次に掲げるものとする。
(1)単に氏名が記載されたもの (例 職員名簿、名前札、電子メールアドレス等)	第4条 旧姓を使用しようとする職員は、庶務事務システム(電子情報処理組織を使用して人事・給与に關連する庶務事務の処理等を行うための情報処理のシステムで、企画総務局人事課が管理するものをいう。以下同じ。)により、旧姓の使用を、所属長を経由して企画総務局人事部人事課長(以下「人事課長」という。)に届け出なければならない。
(2)専ら市内部で使用される文書等で、旧姓を使用しても職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (例 起案文書、旅行命令書、復命書等)	2 人事課長は、前項の規定による届出を受けた場合には、旧姓使用届出証明書(別記様式1)を当該職員に交付するとともに、旧姓、戸籍上の氏名その他必要な事項を旧姓使用者台帳(別記様式2)に登載するものとする。
(3)その他轻易な文書等で所属長が認めるもの (例 各種連絡文書、研究論文等)	(4)旧姓の届出
(5)旧姓を使用する文書等には、旧姓を使用しないなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。	第5条 前条第1項の規定による届出をした職員は、旧姓を使用するに当たり、市民及び他の職員に誤解又は混乱を生じさせないよう努めるとともに、旧姓を使用する文書等には、旧姓を使用しないなければならない。
(6)旧姓を使用する職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、庶務事務システムにより、旧姓使用の中止を、所属長を経由して人事課長に届け出なければならない。	2 人事課長は、前項の規定による旧姓使用の中止を受けた場合には、旧姓使用者台帳にその旨を記載するものとする。
(7)旧姓の使用に關する必要な事項は、人事課長が定める。	(委任)

## 問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード  

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	うち管理職数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
37	7	18.9	7	0	0.0

## 問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	広島市男女共同参画推進センター			愛称・通称	ゆいぽーと	
設置年月日(西暦)	2012年4月1日			施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号: 730-0051 住 所: 広島市中区大手町5丁目6番9号 電話番号: 082-248-3320 FAX番号: 082-248-4476 ホームページ: <a href="https://www.yui-port.city.hiroshima.jp/">https://www.yui-port.city.hiroshima.jp/</a>					
管理・運営主体	1. 施設管理 <input type="radio"/> 直営(担当部局名: ) <input type="radio"/> 指定管理者(名称: 男女共同参画ひろしまグループ) その他( )					
	2. 事業運営 <input type="radio"/> 直営(担当部局名: ) <input type="radio"/> 指定管理者(名称: 男女共同参画ひろしまグループ) その他( )					
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	9 人	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	0 人	予算額	2025年度 66,744 千円
主な事業  男女共同参画・女性に関するもの	○ 1. 連携・協働(主な事項: 起業希望者によるチャレンジショップの開設受け入れ) ○ 2. 広報啓発(主な事項: 市民を対象とするシンポジウム等の開催、啓発リーフレットの作成・配布) ○ 3. 講座(主な事項: 学習講座、講演会) ○ 4. 相談事業(主な事項: 女性のための相談(電話・面接相談)、男性のための相談(電話相談)) ○ 5. 実態把握(主な事項: ) ○ 6. 調査研究(主な事項: 行政・市民との連携による調査研究の推進) ○ 7. 國際交流(主な事項: ) ○ 8. 情報収集・提供(主な事項: 資料室の運営、HP等による情報提供) ○ 9. 苦情処理(主な事項: ) ○ 10. その他(主な事項: 近隣する商店街と連携した事業、ギャラリーの運営、託児事業の実施)					
※ 実施しているもの:○						

## 問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

## 2つある場合

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

## 問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1. 有 2. 無	問10-2 広島市女性団体連絡会議 名称等: 広島市女性団体連絡会議	加盟団体数	11
			会員数	11団体
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1. 有 2. 無			
問10-4 活動内容 ※ 実施しているもの:○	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 ○ 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 [ 内容: 男女共同参画セミナー開催事業、ホームページ公開事業、ヒロシマ平和の灯のつどい開催事業 ]			

## 問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

1. 担当者連絡会議の開催	2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 [ 名 称 : 概 要 : ] 7. その他 [ 内容 : ]
2. 市区町村職員研修会の開催	
3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催	
4. 関係情報の収集提供	
5. 審議会等女性登用の働きかけ	
6. 補助金等の交付 [ 名 称 : 概 要 : ]	
7. その他 [ 内容 : ]	

**問12 職員研修の実績状況** ※実施しているもの:○

## 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
  - 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
  - 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
  - 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

## 女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施  
2. 研修受講職員の男女比を配慮  
3. その他 内容:

### 問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2024年度予算 (千円)	2025年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	78,536	78,774	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.01147 %	0.01089 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	6,300	0	

※該当するもの:○

4. 公共調達における男女共同参画及びブレーン・ブレイブ・プロジェクトの設定状況		該当するもの〇	項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		〇
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定		〇
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(〇の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)		〇
(1)	指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達		
(2)	清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		〇
(3)	指定管理者公募選定における評価項目の設定		
(4)	プロポーザル方式における評価項目の設定		
(5)	その他(内容:		

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
①「えるばし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○		○	○
②女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		○	○
③次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		○	○
④地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○		○	○
⑤役員に占める女性割合に関する項目				
⑥管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩短時間正社員制度の導入				
⑪男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)				○ ○
⑬その他	○		○	○ ○

## 問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		<input type="radio"/>
	3 役員に占める女性割合に関する項目		<input type="radio"/>
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		<input type="radio"/>
	6 その他「登用促進等」に関する項目		<input type="radio"/>
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組		<input type="radio"/>
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		<input type="radio"/>
	9 短時間正社員制度の導入		<input type="radio"/>
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		<input type="radio"/>
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		<input type="radio"/>
	12 その他	<input type="radio"/>	

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	広島市「女性と若者が輝く企業」認定(1.4.12)
→ 「企業の表彰制度」の具体的名称	広島市男女共同参画推進事業者表彰(1~11)

## 問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→ 女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称	働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま
2 現在はないが、今後検討する		上記以外の具体的名称	

## 問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有	問17-1 名 称	広島市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査
問17-1 公表周期		2. 無		
		1. 定期	2. 不定期	1 定期の場合 5 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)		<input type="radio"/>	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ( )	

## 問18-1 2025年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参 加 予 定 者 数	時 期
1. 広報啓発			
・①男女共同参画啓発リーフレットの発行	男女共同参画啓発リーフレットを作成し、主に母子手帳の交付時に配布する。		
・②小中学生向け男女共同参画啓発冊子の作成・配布	小中学生向け男女共同参画啓発冊子を作成し、市内の小学校5年生、中学2年生に配布する。		
・③DV防止リーフレットの作成・配布	DV防止啓発リーフレット、携帯用カードを作成し、関係機関等に配布する。		
・④「女性に対する暴力をなくす運動」期間の取組	「女性に対する暴力をなくす運動」における建物のバーブル・ライトアップの実施及び女性団体と連携した啓発物品の街頭配布等を行う。		
・⑤デートDV防止啓発リーフレットの作成・配布	デートDV防止啓発リーフレットを作成し、市内の高校及び専修学校高等課程1年生に配布するほか、大学・短大・専修学校等に配架を依頼する。		
・⑥男性の地域活動・家庭生活等への参画支援	男性向けの啓発冊子を作成し、保育園や子育てオープンスペースなどにて配布する。		
・⑦男女共同参画週間における取組	大型映像表示装置でのコンテンツ放映、区役所等でのパネル展示を行う。		
・⑧DV防止啓発に係る広告掲載	DV防止についての啓発及び相談窓口の周知を目的として、商店街においてアーケード幕広告を掲出する。		
・⑨SNSを活用した男女共同参画に係る啓発事業	若者が気軽に読むことができる漫画を活用した啓発コンテンツを作成し、本市がアカウントを持つSNSを活用し、周知・啓発を図る		
・			
2. 表彰			
・広島市男女共同参画推進事業者表彰	職場における男女共同参画の促進を図るため、女性の能力発揮、職域拡大、仕事と家庭や地域活動等との両立支援等に取り組んでいる事業者を公募・選考し、毎年男女共同参画週間(6/23~6/29)またはその前後に市長による表彰を行う。	一般表彰2社 特別表彰1社	7月
・			
3. 講座			
・①DV防止に関する職員研修	庁内の窓口担当職員を対象に、DVに関する研修会を開催する。	31名	7月通年
・②事業者向け男女共同参画支援講座	事業者等が行う男女共同参画に関する研修に講師を派遣する。		
・			
4. 相談事業			
・広島市配偶者暴力支援センターの運営	広島市配偶者暴力支援センターにおいて、DV被害者からの相談に応じるほか、法律相談やカウンセリング、保護命令制度の利用に関する情報提供などを実施する。		通年
・			
5. 情報収集・提供			
・			
6. 苦情処理			
・			
7. 交流促進			
・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・働く女性のための就労環境整備の推進	女性が働きやすい就労環境の整備を促進するため、中小企業に対して、女性活躍推進に関する研修会を実施する。		
・			
9. 國際交流・海外派遣事業			
・			
10. 調査研究			
・			
11. その他			
・①広島市男女共同参画推進連携会議の開催	本市が実施する事業者表彰等の施策をより効果的に行うため、男女共同参画に関する先進的な取組を実践している事業者と意見交換を行う会議を開催する。		随時 11月 通年 通年 通年 随時
・②広島市DV対策関係連絡会議の開催	市域のDV対策関係機関等を構成員として、関係機関相互の連携を図り、DV対策についての情報交換及び研究協議等を行う会議を開催する。		
・③民間シェルター支援	民間シェルターの運営費の一部を補助する。		
・④広島市女性団体連絡会議補助	女性団体の活動の一部を補助する。		
・⑤広島市男女共同参画推進センター運営管理	男女共同参画推進センターの運営管理を行う。		
・⑥広島市男女共同参画審議会の開催	男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策並びに市長が必要を認める事項について審議し、又は建議する。		
・			
・			

## 問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2025年7月1日)

議 会 名	広島市議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。  2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。  3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。  4. 期間の定めはない。	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させなければならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。 ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	
規 定 名	広島市議会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	<p>第2条第2項 前項の規定により出産を事由とする欠席の届出をしようとする議員は、当該出産の予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(当該議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内において、出席できない期間を明らかにして、あらかじめその旨を議長に届け出ることができる。</p>	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他( )	
規 定 名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、明記した規定の有無		
	1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
配偶者の出産	1	
育児	1	
家族の看護	1	
家族の介護	1	
疾病	1	
その他	1	
	公務	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他( )	
規 则 名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用していている又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	
規 则 名		
条文本文		
政治分野の男女共同参画のために実施していること		

**問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け**

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔	〕
	計画、指針名	広島市地域防災計画
該当部分の規定	(第3章 災害応急対策>第5節 避難対策>第9 指定避難所の開設・運営>4 男女共同参画の視点等を取り入れた指定避難所運営のための支援) 男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた指定避難所運営を確保するため、避難者等からの相談を受けるなど、必要な指導・支援に努める。	

2025年度調査より以下の設問(問21～問24)が新設されました

**問21 災害対策本部への女性職員の配置状況**

本部員の総数 (本部長を含む)	26 人	うち女性数	1 人	女性比率	3.8 %
--------------------	------	-------	-----	------	-------

**問22 本庁職員(防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局に限らず庁内全職員)に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況**

2	1. 実施している 2. 実施していない
---	-------------------------

**問23 男女共同参画センターの設置根拠**

※問8で「1. 有」と回答された場合、本設問にご回答ください。  
(「男女共同参画・女性のための総合的な施設」の設置がされていない場合は、本設問への回答は不要です。)

1	1. 条例 2. 条例以外(要綱など)〔	〕
---	-------------------------	---

**問24 これまで独立行政法人 国立女性教育会館(NWEC)主催の研修に参加するなど、業務上の関わりはありましたか。**

1	1. あり 2. なし
---	----------------

調査時点コード: 

1. 2025年4月1日 2. その他(西暦)( )

## 問31 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならぬ審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	市町村防災会議(会長を含む)	54	10	18.5	
	市町村防災会議(委員のみ)	53	10	18.9	
2	民生委員推薦会	5	1	20.0	
3	国民健康保険事業の運営に関する協議会	14	7	50.0	
4	地方社会福祉審議会	20	8	40.0	
5	土地利用審査会	7	2	28.6	
6	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	23	11	47.8	
×	7 公害健康被害認定審査会				
×	8 地方港湾審議会				
	9 土地区画整理審議会	17	1	5.9	・広島圏都市計画事業 (広島平和記念都市建設事業)向洋駅周辺青崎土地区画整理審議会 ・広島圏都市計画事業 (広島平和記念都市建設事業)西広島駅北口土地区画整理審議会
10	建築審査会	7	3	42.9	
11	開発審査会	7	3	42.9	
12	市町村都市計画審議会	20	4	20.0	
13	介護認定審査会	311	85	27.3	
14	精神医療審査会	22	7	31.8	予備委員を含む
15	市町村国民保護協議会	43	4	9.3	
	16 地方独立行政法人評価委員会	10	3	30.0	・広島市公立大学法人評価委員会 ・広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会
17	感染症診査協議会	10	3	30.0	
×	18 市街地再開発審査会				
19	障害支援区分審査会	64	24	37.5	
×	20 児童福祉審議会				
21	行政不服審査会	3	1	33.3	
×	22 広島市職員懲戒審査委員会				
23	広島市指定難病審査会	18	1	5.6	
24	広島市小児慢性特定疾病審査会	5	2	40.0	
25	広島市指導不適切教諭等認定審議会	6	2	33.3	
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
合 計		666	182	27.3	
女性委員の審議会数		0			

## 問32 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	36	16	44.4	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	2	50.0	
5	農業委員会	19	3	15.8	
6	固定資産評価審査委員会	9	4	44.4	
合計		76	29	38.2	
女性委員0の委員会数		0			